

議案第十五号

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和8年3月26日
教育委員会議案資料 No. 3

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項本文中「第八号、第九号及び第十二号」を「第八号」に改め、同項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第五項中「、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。

別表第二（第十一条関係）中「港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）第六条の五第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が二級であるもの」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表(案)

改正案

○港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

平成十二年三月三十一日

教育委員会規則第十四号

(前略)

(欠勤等日数)

第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年港区条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。)第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間(以下「一日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日(第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては二分の一日、第八号に掲げる期間にあつては三分

現行

○港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

平成十二年三月三十一日

教育委員会規則第十四号

(前略)

(欠勤等日数)

第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十二年港区条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。)第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日(以下「週休日等」という。)を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間(以下「一日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日(第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては二分の一日、第八号、第九号及び第十二号に掲げ

の一日)として換算した日数(一日(第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては二分の一日、第八号に掲げる期間にあつては三分の一日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

一〇八 (略)

(削除)

九 (略)

十 (略)

(削除)

十一 (略)

十二 (略)

254 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たつては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は修学部分休業により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算

る期間にあつては三分の一日)として換算した日数(一日(第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては二分の一日、第八号、第九号及び第十二号に掲げる期間にあつては三分の一日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

一〇八 (略)

九 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。第五項において「高齢者部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十 (略)

十一 (略)

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十三 (略)

十四 (略)

254 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たつては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤

した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(後略)

別表第二(第十一条関係)

職員の区分		割合
園長		百分の十二
副園長		百分の十
職員のうちその属する職務の級が二級であるもの		百分の五

(後略)

付則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第二項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(後略)

別表第二(第十一条関係)

職員の区分		割合
園長		百分の十二
副園長		百分の十
港区立学校の管理運営に関する規則(昭和五十三年港区教育委員会規則第九号)第六条の五第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭		百分の五

(後略)

港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 の一部を改正する規則等について

審議内容

令和7年第4回及び令和8年第1回定例会で可決された条例の一部改正（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例）、学校教育法改正による主務教諭の新設及び区立幼稚園の預かり保育の時間拡充に伴い、関連する規則を改正します。

1 主な改正内容

(1) 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い改正する規則

特別区人事委員会の勧告を受けて可決された給与条例の改正に伴い、関連する規則を改正します。

ア 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

主な改正内容
・欠勤等の日数から高齢者部分休業及び育児部分休業を除く旨を定めます。

イ 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

主な改正内容
・給与条例の改正に伴い、一般職員及び管理職員の勤勉手当の支給月数を定めます。
・高齢者部分休業及び病気休暇の取り扱いについて、それぞれの実取得期間が30日を超えた場合に限り、欠勤等日数に算定する旨を定めます。

ウ 港区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

主な改正内容
・平日深夜と週休日等をまたぐ勤務を行った場合の取扱いについて定めます。

エ 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則

主な改正内容		
・管理職手当の支給額を改定します。		
	現行	改定後
園長（再任用）	89,600円（70,800円）	93,500円（74,200円）
副園長（再任用）	64,700円（41,900円）	67,700円（49,400円）

オ 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則

主な改正内容
・経験年数を有する者が新たに職員となった場合に、経験換算によって到達できる号給の上限を撤廃します（詳細は基準で規定）。

カ 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則

主な改正内容
・期末手当において、部分休業及び子育て部分休暇を欠勤等日数の算定対象外とします。
・勤勉手当において、病気休暇の取り扱いについて、実取得期間が30日を超えた場合に限り、欠勤等日数に算定する旨を定めます。

(2) 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い改正する規則

管理職員の週休日の振替等については、これまで1日又は半日単位に限られていたことから、週休日における勤務時間が1日又は半日に満たない場合には、当該週休日の振替等を行うことができない制度となっていました。このため、条例を改正し、当該制度の見直しを行ったことに伴い、関連する規則を改正します。

ア 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

主な改正内容
・管理職員を対象として、週休日の振替（1日単位）又は半日勤務時間の割振り変更（半日単位）に加え、週休日に勤務する場合には、1時間を単位とした勤務時間の割振り変更を行うことができる制度を導入します。

(3) 学校教育法の改正に伴い改正する規則

学校教育法の改正に伴い、新たに「主務教諭」の職が設置されることから、関連する規則を改正します。

ア 港区立学校の管理運営に関する規則

主な改正内容
・小中学校における「主任教諭」の規定を「主務教諭」に改めます。
・幼稚園における「主任教諭」の規定については、これまで小中学校の「主任教諭」の規定を準用していたところ、当該規定が「主務教諭」に改められることに伴い、新たに幼稚園の「主任教諭」に関する規定を設けます。

イ 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

主な改正内容
・幼稚園の主任教諭に関する規定の整備に伴い、文言を整理します。

ウ 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

主な改正内容
・幼稚園の主任教諭に関する規定の整備に伴い、文言を整理します。

(4) 区立幼稚園の預かり保育の時間拡充に伴い改正する規程

預かり保育の時間拡充に伴い、幼稚園教育職員の勤務時間を新たに設定する必要があることから、関連する規程を改正します。

ア 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程

主な改正内容
・ 幼稚園教育職員の勤務時間については、これまで「午前8時15分から午後5時まで」と定められていましたが、一部の幼稚園において預かり保育の開始時間が午前8時となり、また、一部の幼稚園において終了時間が午後6時まで拡充されることに伴い、午前7時45分から午後6時15分までの間において勤務時間を設定できるよう改めます。

2 施行期日

令和8年4月1日